

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注B) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	ガーナの貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、 ガーナの貧困削減に係る計画等に充当するための資金 を贈与すること。	340,000千円 -----	H23.2.4 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 ガーナ側 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H23.2.17 49号
ガーナ	食糧援助に関する日本国政府と ガーナ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H23.3.31まで	H23.3.2 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 ガーナ側 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H23.3.15 78号
ガーナ	ガーナ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とガーナ共 和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減 に係る計画等に充当するための資金の贈与	200,000千円 -----	H23.3.2 アクラで (同日)	日本側 片上慶一在ガーナ 大使 ガーナ側 アルハジ・ムハ マド・ムムニ外務・地域 統合大臣	H23.3.17 81号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。